

### I. 事実の概要

5 甲は午後11時頃、三重県所在の飯場において日頃から恨みに思っていたAの頭部を洗面器の底や皮バンド等で滅多打ちにし、内因性高血圧性橋脳内出血を起こさせ、その結果意識不明の状態に陥らせた。その後、甲はAを大阪市住之江区南港所在の建築会社の資材置場に自動車で運び、同所に放置して立ち去った。

その後、深夜0時頃、日頃から痛めつけてやりたいと思っていたAが倒れているのを見た乙は角材をもちいてAの頭部を数回振り下ろす形で殴打して立ち去った。

そして、午前1時頃、Aは内因性高血圧性橋脳出血により死亡した。なお、乙の行為はすでに発生していた脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める程度であった。

### II. 問題の所在

15 甲の行為とAの死亡結果との間に乙による殴打行為が介在しているため、甲の行為とAの死亡結果との間に因果関係が認められるかが問題となる。

### III. 学説の状況

#### A説(条件説)

20 条件関係があれば刑法上も因果関係があるとする考え方<sup>1</sup>。

#### B説(相当因果関係説)

「その行為からその結果が発生することが経験上一般的であるときに限って因果関係が肯定される」<sup>2</sup>とする考え方。

#### B-1(主観的相当因果関係説)

25 「現実に存在する事情のうち、行為者本人が現に認識した事情および本人に認識しえた事情のみを考慮する見解」<sup>3</sup>。

#### B-2(客観的相当因果関係説)

30 「行為が行われた後に加わった事情については一般通常人にとり予見可能であった事情のみを考慮するが、行為の当時に存在した事情については、普通の人に認識できるかどうかにかかわらず、客観的に存在したすべての事情を基礎とすべきだ」とする見解<sup>4</sup>。

#### B-3(折衷的相当因果関係説)

「現実に存在した事情のうち、行為の時点において行為者が認識していた事情の他、一般

<sup>1</sup> 西田典之『刑法総論[第3版]』(弘文堂,2019年)105頁。

<sup>2</sup> 井田良『講義刑法学・総論[第2版]』(有斐閣,2018年)132頁。

<sup>3</sup> 井田・前掲書134頁。

<sup>4</sup> 同上。

通常人が認識可能であった事情も加えて相当性判断に当たり考慮すべきだ」とする見解<sup>5</sup>。

#### C 説(危険の現実化説)

「構成要件の予定する許されざる危険を創出し、それが構成要件の射程内で結果に実現した場合に結果の帰属を肯定する立場」<sup>6</sup>。

### IV. 判例

最高裁平成2年11月20日第三小法廷決定判例タイムズ744号84頁。

#### [事実の概要]

10 被告人は、昭和56年1月の夜三重県内の自己の飯場において被害者の頭部を洗面器等で多数回殴打するなどの暴行(第一暴行)を加えた後、意識を失った同人を約100キロメートル離れた大阪府の南港まで運んで資材置場に放置したまま立ち去ったところ、同所において何者かが被害者の頭頂部を角材で数回殴打する暴行(第二暴行)を更に加えた。そして、翌日未明に被害者は内因性高血圧性橋脳出血により死亡したが、この傷害は第一暴行によって  
15 形成されたものであり、第二暴行は幾分かその死期を早める影響を与えるものであったと認められた。

#### [判旨]

被告人の暴行により被害者の死因となった傷害が形成された場合には、その後第三者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても、被告人の暴行と被害者の死亡との間には因果関係がある。

#### [引用の趣旨]

本件事案と類似しているため。

### V. 学説の検討

#### 25 A 説(条件説)

因果関係が認められる範囲が広く、帰責範囲が不当に拡大する。

よって検察側はこの説を採用しない。

#### B-1 説(主観的相当因果関係説)

客観的な構成要件であるはずの因果関係で、主観的な要素を判断基準とするのは因果関係論の前提に反する。また、故意過失と同じになってしまう。

よって検察側はこの説を採用しない。

#### B-2 説(客観的相当因果関係説)

行為時に存在した全事情を判断基底に入れてしまうと、条件関係が肯定されながらも、因果関係が否定される場合がなく、条件説の結論と同様になってしまう。

---

<sup>5</sup> 井田・前掲書134頁。

<sup>6</sup> 松原芳博『刑法総論[第2版]』(日本評論社,2017年)83頁。

よって検察側はこの説を採用しない。

### B-3 説(折衷的相当因果関係説)

客観的な部分を重要視する因果関係論と行為者の主観を問題にする責任論との混同である。加えて、一般人の予見可能性という基準が不明確である。

5 よって検察側はこの説を採用しない。

### C 説(危険の現実化説)

判例が本説を採用しており、相当因果関係説の、介在事情の異常性をいかに処理するのかが不明確である点を克服している。

よって検察側はこの説を採用する。

10

## VI. 本問の検討

### 第 1. 甲の罪責について

甲の、三重県所在の飯場に置いて A の頭部を洗面器の底や皮バンド等で滅多打ちにし、内因性高血圧性橋脳出血により死亡させた行為につき、傷害致死罪(刑法 205 条)が成立しないだろうか。

15

#### ① 実行行為該当性

頭部は人の生命を維持する上で重要な枢要部である。その頭部を洗面器の底や革バンドといった硬いもので何度も殴りつける行為は人の生理的機能を害する「傷害(204 条)」の現実的危険性がある行為であり、実行行為性を有していると言える。そしてその結果、A は気絶して内因性高血圧性橋脳出血になり、その後「死亡」している。

20

#### ② 因果関係について

因果関係とは、実行行為と結果との結びつきである。本件では甲の殴打行為と A の死亡までの間に、乙の角材で A の頭部を殴打するという行為が介在している。かかる場合にも因果関係が肯定できるかが問題となる。

25

上記のように、因果関係を検討するにあたっては、当該行為に内在する法益侵害の危険性が結果へと現実化したと認められるかどうかを判断する(危険の現実化説)。

かかる説に立って本問を検討するに、A の死亡結果の直接的な原因は甲の殴打行為によって発生した内因性高血圧性橋脳出血である。あくまで乙の殴打行為は死期をいくらか早めたに過ぎず、A の死亡結果それ自体に大きく影響を与えているわけではない。

30

よって、甲の当該実行行為に内在する A の死という現実的危険性が A の死亡という結果へと現実化しているといえ、因果関係は肯定される。また、結果的加重犯の場合、基本犯の故意のみあれば十分であるところ、甲は A が何らかの傷害を負うことについて認識、認容しているといえる。

以上より、甲の当該行為について傷害致死罪(205 条)が成立する。

35

### 第 2. 乙の罪責について

乙の、角材でAの頭部を数回殴打し、もってAを死亡させた行為につき、殺人罪(199条)が成立しないだろうか。

意識を失って倒れている人の頭部を角材といった殺傷能力の高いもので数回殴打する行為は、人を「死亡させ」る現実的危険性のある行為であり、実行行為性は認められる。また、

5 乙の行為によってAが幾分か早く死亡するという結果が生じているため、死亡の結果は発生している。そして、乙の行為がなければAが早期に死亡するという結果は発生しなかったと言えるため、条件関係があり、因果関係は認められる。次に、殺意の有無について検討するに、一般に倒れて気を失っている人がいる場合にその者の頭部を殴りつけるということは通常考えられることではない。

10 すぐに救急車を呼ぶなどの救命行為をするべきところで、むしろ更に暴行を加えるということは、Aが死亡しても良いという未必の故意を有しているといえる。この点、甲と乙の両者に死の結果を帰責させることは、Aの死の二重評価に当たるのではないかとも思えるが、あくまで乙の介在行為とAの死亡結果との間の行為について評価しているにすぎないから、何らAの死の二重評価には当たらず、不当ではないと解する。

15 よって、乙の行為につき殺人罪(199条)が成立する。

## VII. 結論

1. 甲の行為につき、傷害致死罪(205条)が認められる。
2. 乙の行為につき、殺人罪(199条)が認められる。

20

以上